

## 序章

# 2023年12月22日公布の改正開示府令

# 「重要な契約」開示義務 見直しの経緯と概要

### 【この章のエッセンス】

- 金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループの提言に基づき、2023年12月に、有価証券報告書における「重要な契約」の開示に関する改正が公布された。
- (1)ガバナンスに関する合意、(2)株式の処分・買増しに関する合意、(3)財務上の特約が開示対象に含まれることが明確化されるとともに、その開示内容も具体化された。

## 経緯

金融庁は、2023年6月30日に「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に関するパブリックコメントの募集を開始した。そのパ

ブリックコメント結果は同年12月22日に公表され、同日付けで同改正（以下、「本改正」という<sup>(1)</sup>）が公布された。

本改正は、「重要な契約」に関する開示実務が同様の制度を有する諸外国と比較して不十分であるとの問題意識に基づき、2022年6月に公表された「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」において「開示すべき契約の種類や求められる開示内容を具体的に明らかにする」よう提言されたことを受けて、有価証券報告書等における「重要な契約」の開示対象および開示内容を具体化するものである。

(1) なお、そのほか2023年12月8日に「企業・株主間のガバナンスに関する合意」の締結・変更<sup>(2)</sup>および「企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意」の締結・変更<sup>(3)</sup>を臨時報告書の提出事由に追加する内閣府令の改正案が公表され、これについて2024年1月9日をコメント期限とするパブリックコメント手続が開始されて

いる（本稿執筆時点でパブリックコメント結果は未公表である）が、本稿においては、便宜上、同改正と2023年12月22日に公布された前記「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正を総称して「本改正」と呼称することがある。

## 概要

本改正では、有価証券報告書および有価証券届出書において開示すべき「重要な契約」の種類として、次のような合意が新たに明記されることになる<sup>(1)</sup>とともに、これらの合意の締結・変更や(3)に定める事由の発生があった場合には、臨時報告書の提出が必要となることになった。

- (1) 企業・株主間のガバナンスに関する合意
- (2) 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意
- (3) ローン契約と社債に付される財

### 財務上の特約

なお、本改正では、パブリックコメントの結果を踏まえて、(1)と(2)の合意のうち、「重要性の乏しいもの」は開示対象から除く旨が明確化された。どのような合意がこの「重要性が乏しいもの」に該当するかは個別事案ごとに実態に即して判断することとされており、明確な判断基準は示されていないものの、本改正に係る2023年12月22日付けパブリックコメント結果（以下、「本パブコメ」という）の各所においてその具体例が示されている。

本改正は、主に上場会社における株主との契約や金融取引・与信管理の実務に大きな影響を及ぼすことが想定されることから、以下では、(1) (3)の各類型について、それぞれ、どのような合意を開示対象と考えればよいか、また、どのような情報を開示内容に含めるべきかについて、実務上のポイントを解説する<sup>(2)</sup>。

(2) なお、本稿においては、特記する場合を除き、有価証券報告書および有価証券届出書ならびに臨時報告書について、あわせてその開示対象・開示内容を解説する。